

六



終戰處理會議設置
件

右謹予裁可ヲ仰ク

昭和二十年八月二十二日

內閣總理大臣 稔 彦 王 璽

內閣府第百三十五號

昭和二十年八月二十二日裁可

白

月

參謀總長

梅津美治郎

軍令部總長

豊田副武

終戦處理會議設置ノ件

昭和二十年八月二十二日

第一 終戦ニ關スル重要ナル事項ヲ審議スル爲メ終戦處理會議ヲ設置ス
第二 終戦處理會議ハ左ニ依リ構成ス

- 内閣總理大臣
- 外務大臣
- 陸軍大臣
- 海軍大臣
- 近衛國務大臣
- 參謀總長
- 軍令部總長

幹事 内閣書記官長

但シ審議事項ノ性質ニ應ジ全構成員ニ依ル審議ヲ要セザルコトトス
尚ホ必要ニ應ジ上記大臣以外ノ各大臣ヲ出席セシム